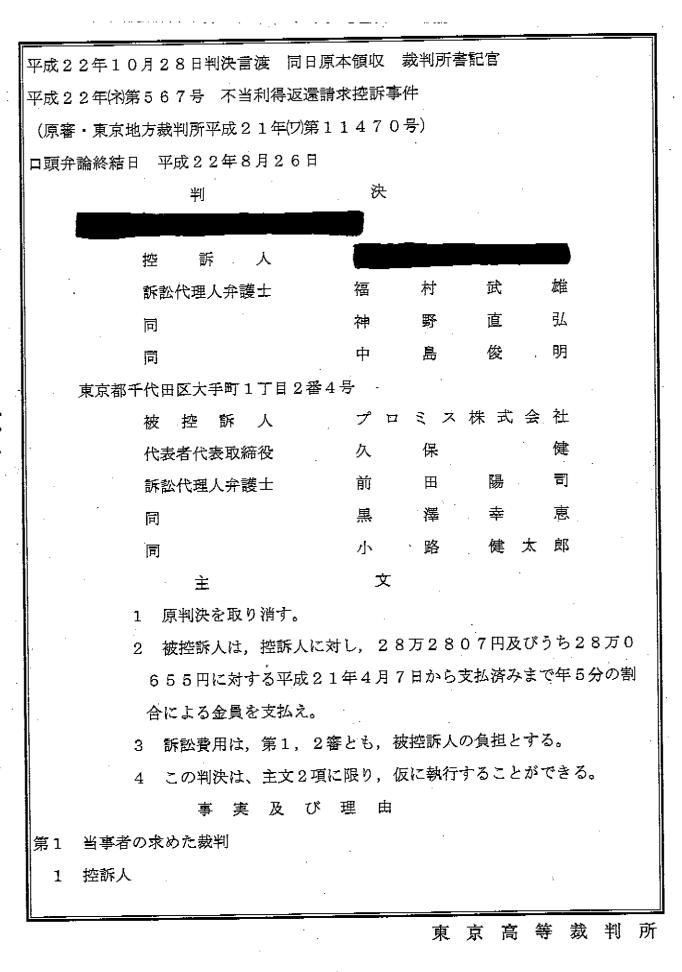
2010年11月 2日 17時23分 ・ あすか法律事務所

NO. 8042 P. 1



- 1 -

2010年11月 2日 17時23分 あすか法律事務所

	•	·	•••		 •	•	-	-	•	·	. •	
主	文	Ŀ	同				-				•	

2 被控訴人

本件控訴を棄却する。

第2 事案の概要等

事業の概要

本件は、平成13年5月2日から同19年8月6日まで株式会社タンポート (平成14年4月1日に「株式会社ぷらっと」、平成17年6月13日に「株 式会社クオークローン」、平成19年12月1日に「株式会社タンポート」と それぞれ商号を変更し、現在の名称は、「株式会社クラヴィス」という。以下 単に「タンポート」という。)から、同19年8月6日から同21年2月9日 まで被控訴人から、それぞれ利息制限法の制限利率を超える約定利率で金員を 借り入れ、それを返済していた控訴人が、被控訴人は、タンポートから控訴人 に対する債権ないし契約上の地位の譲渡を受けたとして、上記各取引を一連計 算して利息制限法の制限利率に引き直して計算すると、過払金が発生すると主 張し、悪意の受益者である被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過 払金及び過払利息の合計28万2807円及びうち過払金28万0655円に 対する取引終了後の日である平成21年4月7日から支払済みまで民法所定の 年5分の割合による利息の支払を求めた事案である。

原審は,控訴人の請求を棄却した。控訴人は,これを不服として,上記判決 を求めて控訴した。

2 前提となる事実

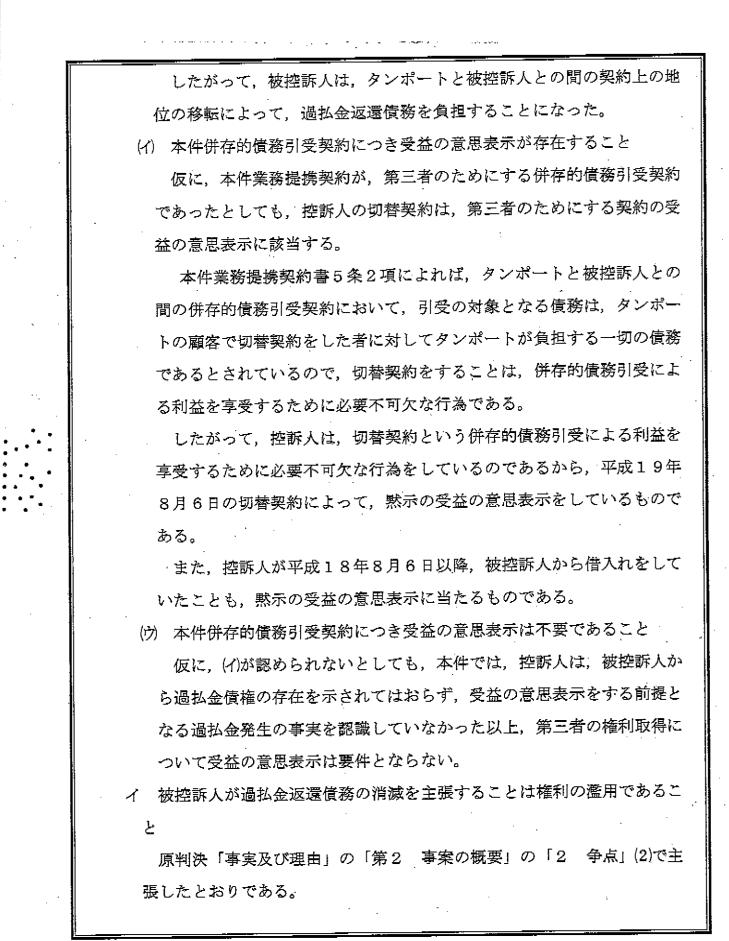
前提となる事実は,原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「1 前提となる事実」に記載のとおりであるから,これを引用する。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

争点及び争点に関する当事者の主張は、「当審における当事者の主張」を次 項に付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「2

争点」に記載のとおりであるから、これを引用する。
4 当審における当事者双方の主張
(1) 控訴人の主張
ア 被控訴人は、本件業務提携契約により過払金返還債務を負担すること
(ア) 契約上の地位の移転の合意が存すること
本件では,タンポートと被控訴人との間の本件業務提携契約(乙ロ
4) 5 条 2 項によれば,被控訴人は,タンポートの控訴人に対する過払
金返還債務をはじめとする一切の債務を控訴人に負担している。被控訴
人がタンポートの一切の債務を負担するということは、タンポートと被
控訴人との間で契約上の地位の移転の合意があったものである。
本件では、タンポートから被控訴人への債権移行のうち、タンポート
からの借入債務につき,被控訴人からの借入れをもって完済する旨の切
替契約(以下「切替契約」という。)に際して,控訴人には一度も現金
が経由されておらず,被控訴人からタンポートに直接現金が振り込まれ
ている。これは、タンポートへの借入債務が消滅し、同額の借入れ債務
が被控訴人に生じたことになるのであり、貸主の地位がタンポートから
被控訴人に移転したことと全く同じ効果が生じていることになる。
しかも、控訴人は、被控訴人から、タンポートからの借入額と同額の
49万1881円を借入れたことになっているが、借入債務の額と全く
同額の金額を他の貸金業者から借り入れて、その借入債務を弁済するこ
とは、貸主の地位をそのまま移転していることにほかならない。
また、切替契約によって、控訴人とタンポートの紛争の窓口は、被控
訴人となり、タンポートは、その紛争に関する窓口を担わなくなった。
このように,被控訴人が債権が移転される前の紛争を引き受けることに
なったのは、タンポートが貸主としての地位を失い、被控訴人のみが貸
主としての地位を有することになったことにほかならない。

2010年11月 2日 17時23分



2010年11月 2日 17時24分

(2) 被控訴人の主張

ア 本件業務提携契約に基づく債務引受条項は、第三者のための併存的債務 引受契約であり、契約上の地位の移転の合意であるとはいえない。また、 第三者のための契約である以上、第三者の権利取得について受益の意思表 示が必要である。

イ 控訴人は、切替契約当時、タンポートの過払金返還債務の存在を認識しておらず、また、被控訴人が一旦行った本件併存的債務引受契約についても、これを取り消した平成20年12月15日までの間にその存在を認識していない。したがって、控訴人は、本件併存的債務引受契約に基づく権利を発生するための受益の意思表示を行うことは不可能であったものである。

ウ 被控訴人が過払金返還債務の消滅を主張することは権利の濫用であることは争う。

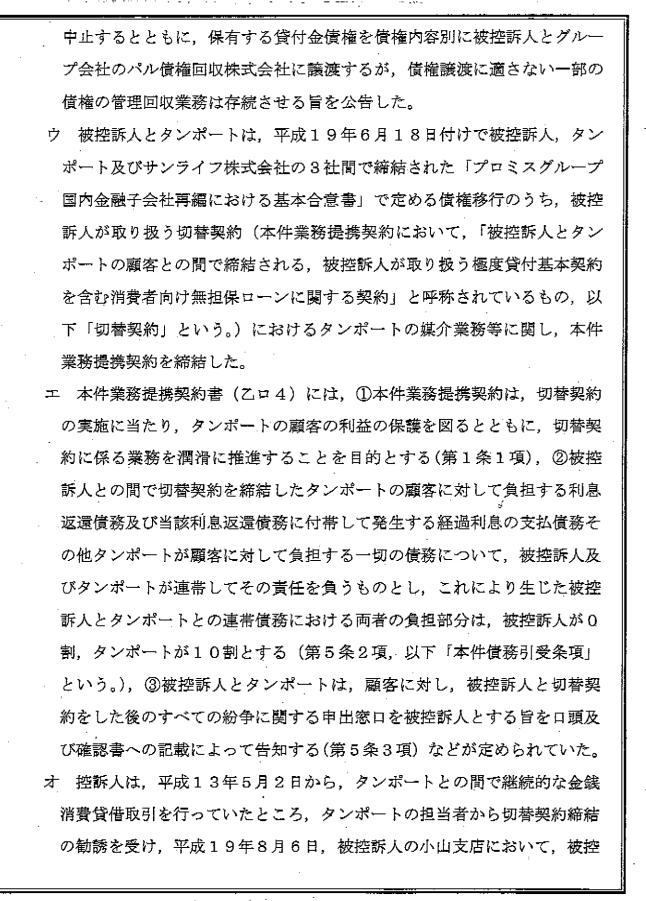
第3 当裁判所の判断

- 1 争点1(被控訴人は、本件業務提携契約によりタンポートの過払金返還債務 を負担するか)について
 - (1) 前提事実に加えて、証拠(甲B1ないし6,甲9,甲15,乙ロ1,2,乙ロ3の1,2,乙ロ4,5)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア タンポートは,資金業法3条所定の登録を受けて貸金業を営む貸金業者 であり,同様に,上記登録を受けた貸金業者である被控訴人の100パー セント子会社である。

イ 被控訴人は、平成19年5月1日、「コスト構造改革への取り組みと新 事業戦略の実施について」と題する、タンポート(当時は「株式会社クオ ークローン」)は、「金融事業縮小について」と題する各ニュースリリー スを行った。その中で、タンポートは、新規貸付と既存会員へ追加貸付を

2010年11月 2日 17時24分



2010年11月 2日 17時24分

あすか法律事務所・

訴人の担当者から「タンポートの取引を被控訴人がそのまま引き継ぎます から。」と説明を受けて、被控訴人との間で切替契約を締結し、上記担当 者から指示されるまま、タンポートに対する債務が49万1881円であ ることを確認し、被控訴人が控訴人に代行して同額の金員をタンポートに 振り込み、タンポートに対する契約書類等を破棄するように依頼する旨の |残高確認書兼振込代行申込書を作成し,被控訴人に提出した。なお,上記| | 残高確認書兼振込代行申込書には、「株式会社クオークローン/サンライ| フ株式会社における本日までの取引に係る紛争等の窓口は,従前の契約先 に係わらずプロミス株式会社となることに異議はありません。」と不動文 字で記載されていた。 カ 被控訴人は、平成19年8月6日、被控訴人の小山支店において、控訴 人との上記切替契約に基づき、控訴人に対し、49万1881円を貸し付 け,控訴人に代行して,その全額をタンポートの返済にあてた。 キ 上記切替契約の直前において, 控訴人とタンポートとの取引(別紙計算) 書1)につき、利息制限法に基づき引き直し計算をすると、過払金が8万 1511円発生していた。 ク 被控訴人とタンポートは、平成20年12月15日に、本件業務提携契 約に関し、同日以降、タンボートが切替契約の締結時までに顧客に対して 負担していた利息返還債務等はタンポートのみが負担し、被控訴人は何ら **責任を負わないこと、同日より前に被控訴人に申し出をした顧客との間の** |法律関係並びに当該顧客に関する被控訴人及びタンポートの間の法律関係| |については,本件業務提携契約の規定に従うこと等を内容とする本件変更| 契約(乙ロ5)を締結した。

ケ 控訴人は、本件変更契約締結後、被控訴人に対し、過払金返還請求をし た。

なお、タンポートは、貸金業を廃業し、全国の支店を閉鎖して貸付業務

2010年11月 2日 17時25分

あすか法律事務所

NO. 8042 P. 8

から撤退し,所有債権の多くは,債権譲渡等により存在しない(甲B6)。 (2)上記認定事実によれば,本件債務引受条項は,タンポートが顧客に対して 負担する利息返還債務及び当該利息返還債務に付帯して発生する経過利息の 支払債務その他タンポートが顧客に対して負担する一切の債務について,被 控訴人がタンポートと連帯して併存的に引受けることを約した,顧客を第三 者とする第三者のための併存的債務引受契約と解するのが相当である。した がって,被控訴人は,本件債務引受条項に基づくタンポートの顧客に対する 過払金返還債務等について,当該顧客の明示ないし黙示の受益の意思表示に より,当該顧客に対して過払金返還債務を負担するものである。

(3) そこで、本件において、控訴人の被控訴人に対する明示ないし黙示の受益の意思表示の有無について検討する。

上記認定事実によれば、被控訴人は、タンポートの顧客の利益を図ること 等を目的として、タンポート等との間で、本件業務提携契約を締結し、取引 開示や過払金等の支払を申し出た顧客との間の法律関係について、本件業務 提携契約に従って処理することを合意し、その趣旨に沿って、タンポートの 顧客である控訴人に対して、本件債務引受条項を含む本件業務提携契約を前 提として切替契約の勧誘を行ない、控訴人は、これに応じて、被控訴人の指 示に従い、上記残高確認書兼振込代行申込書を作成し、これに基づいて、被 控訴人と切替契約を締結したものであって、本件債務引受条項を含む本件業 務提携契約を前提とする切替契約に関連する被控訴人の説明を全面的に受け 入れる対応をして切替契約を締結したことが認められる。

以上の経緯によれば,被控訴人がタンポートとの間で締結した本件業務提 携契約は,タンポートの顧客の利益の保護を図るとともに,切替契約に係る 業務を潤滑に推進することを目的にしたというのであるから,同契約の一条 項である第三者のための契約としての性質を有する本件債務引受条項の解釈 としては,タンポートの顧客が被控訴人との間の切替契約に全面的に応じ,

2010年11月 2日 17時25分 あすか法律事務所

NO. 8042 P. 9

顧客としての利益を享受する旨の意思表示をした場合には、その意思表示に は、当然に、上記第三者のための契約についての受益の意思表示を含むもの と解するのが相当である。そして、控訴人は、上記認定のとおり、タンポー トの顧客として、被控訴人への切替契約に応じ、被控訴人の提案に全面的に 応じているのであるから、顧客としての利益を享受する意思を表示している ことは明らかというべきである。そうであるとすれば、控訴人は、第三者の ためにする契約としての本件債務引受条項について、民法537条所定の受 益の意思表示をしたものと認めるのが相当である。

なお、控訴人は、切替契約当時、タンポートの過払金返還債務の存在を認 識しておらず、また、被控訴人が一旦行った本件併存的債務引受契約につい ても、これを本件変更契約を締結することによって取り消した平成20年1 2月15日までの間に認識していないのであるから、控訴人が、本件併存的 債務引受契約に基づく権利を発生するための受益の意思表示を行うことは不 可能である旨主張する。

しかしながら,前記判示のとおり,被控訴人は,本件業務提携契約の趣旨 に沿って,タンポートの顧客である控訴人に対して,本件債務引受条項を含 む本件業務提携契約を前提として切替契約の勧誘を行ない,控訴人は,これ に応じて,被控訴人の指示に従い,上記残高確認書兼振込代行申込書を作成 し,これに基づいて,被控訴人と切替契約を締結したものであって,本件債 務引受条項を含む本件業務提携契約を前提とする切替契約に関連する被控訴 人の説明を全面的に受け入れる対応をして切替契約を締結したものであるか ら,本件業務提携契約が顧客の利益を図ることを目的にしてなされたもので あることからすると,タンポートの過払金返還債務の存在や本件併存的債務 引受契約の内容の詳細を承知していなかったとしても,民法537条所定の 受益の意思表示をしたものであると認めるのが相当である。

したがって,被控訴人の上記主張は,採用できない。

2010年11月 2日 17時25分

あすか法律事務所

NO. 8042 P. 10

以上によれば、被控訴人は、控訴人と切替契約を締結した平成19年8月 6日の時点で、控訴人とタンポートとの間の継続的な金銭消費貸借取引から 生じた過払金に係る不当利得返還債務及びこれに付帯して発生する民法70 4条前段に基づく利息債務について、併存的に債務を引き受けたものである。 (4) また、本件債務引受条項は、上記のとおりの法律効果を発生させるもので あることに加え、本件業務提携契約は、タンポートの顧客の利益保護を目的 としていること、控訴人とタンポートとの間の継続的な金銭消費貸借取引に 係る基本契約は、同契約に基づく借入金債務につき利息制限法所定の制限利 率を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、他の借入金債務が 存在しなければ、これをその後に発生する新たな借入金債務に充当する合意 を含むと解されること,控訴人が被控訴人と締結した切替契約は,同契約に 基づく借入金債務につき利息制限法所定の制限利率を超える利息の弁済によ り過払金が発生した場合には、他の借入金債務が存在しなければ、これをそ の後に発生する新たな借入金債務に充当する合意を含むと解されることに照 らすと、控訴人とタンポートとの間の切替契約は、控訴人とタンポートとの 間の継続的な金銭消費貸借取引により発生した過払金及びその利息について, 切替契約に基づきに発生する新たな借入金債務に充当する合意を含むと解す るのが相当である。

- (5) したがって、被控訴人は、控訴人とタンポートとの間の継続的な金銭消費 貸借取引と控訴人と被控訴人との間の継続的な金銭消費貸借取引を一連の取 引として、利息制限法所定の制限利率に引き直した計算による過払金返還債 務を負担するものである。
- 2 悪意の受益者について

貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領に つき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同 項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至っ

東京高等载判所

たことについてやむを得ないといえる特段の事情がある時でない限り,法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者,すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきであるところ,被控訴人は,上記特段の事情について何ら主張していないので,被控訴人は,民法70 4条の「悪意の受益者」であると推定される。

3 過払金及び利息の額について

前記判示に基づき,控訴人とタンポートとの間の継続的な金銭消費貸借取引 と控訴人と被控訴人との間の継続的な金銭消費貸借取引を一連の取引として, 利息制限法所定の制限利率に引き直して計算すると,別紙計算書1のとおり, 平成21年4月6日当時,過払金28万0655円,同年2月9日までの未払 利息2152円が発生していることが認められる。

したがって,被控訴人は,控訴人に対し,不当利得返還請求権に基づき,過 払金及び過払利息の合計28万2807円及びうち過払金28万0655円に 対する取引終了後の日である平成21年4月7日から支払済みまで民法所定の 年5分の割合による利息を支払う義務がある。

4 結論

よって、上記判示と結論を異にする原判決を取り消し、控訴人の請求は、理 由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官

西

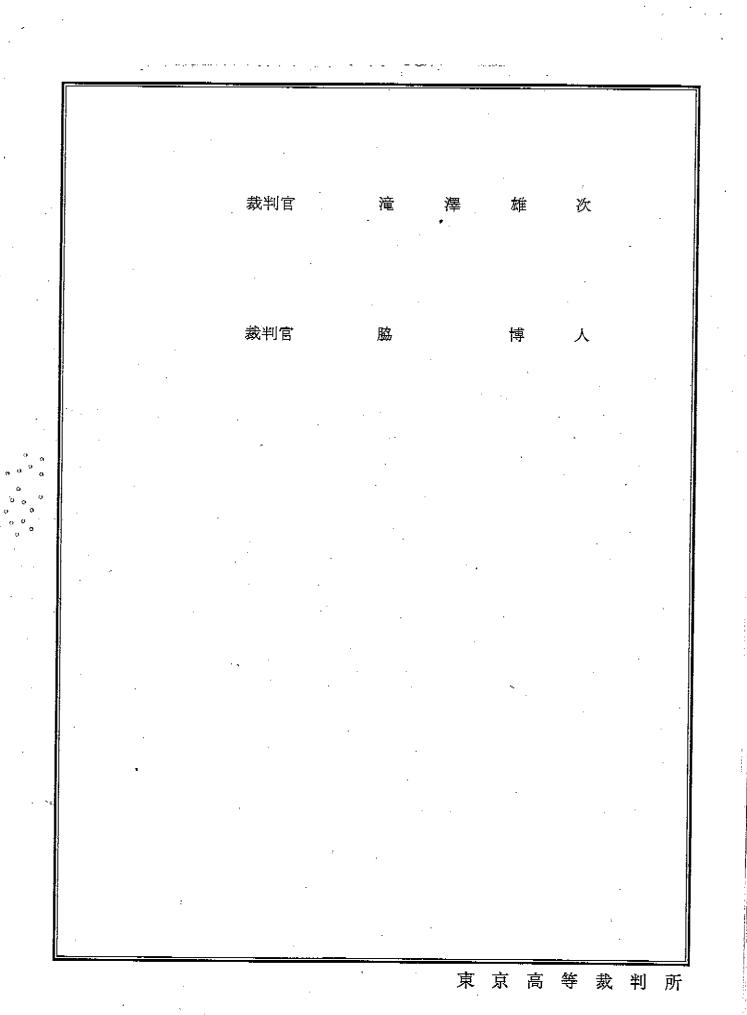
畄

清一郎

2010年11月 2日 17時26分

あすか法律事務所

NO. 8042----P. 12----



				·• ▋•• ┃•• ┃•• ┃•• ┃••							:	
			3							補助	作规	
プロミス 計算者	0	321,732	» 321,732		4,022 ,	87	10	0000	. 0000	001	F	
	, o	328,040		, , ,	4,459	3 23		0000	20000	105		01 5 5
	0 0	335,584	335,584	2 2	4,383	28	. Tē	0000	20000	209	2004)í
	0	341,221	341,221	ò	6,169	38	1B. 0	000	15000	114	-	F1
	0 0	349,032	349,032	•	5,090	28		8000	20000	1209	•	1月
		355,942	355,942	0	0,100	34	18 O	0000	20000	1110	2003	² 41
	0	363,842	303,042		5,050	<u>9</u>]	10 0	8000	20000	1007	-	8
		370,183	370,163		5.571	30,	18 i 0 i	8000	- 20000	908 	-	
		378 619	376 615		5 AR5	8	5 5 0'4	8000	20000	807		
		382 947	382.947		5.846	<u>ي</u> و <u>نه</u>		8000	20000	708	_	26 ജ
,		200 005 001.000	300 NO1		F AAR	3		- A000	20000	607 500		
		305 165	304 155		4.539	36		11000	20000	508	2003	83
		1001000	100,000			4 4 5 F		1000	15000	417		22
		105 CUP			0,200 -	3 5		7000	00007	310	2003	22
) -	419,662	419,052		21019	29		0008	20000	107		あ まを
	, - , -	424,580	424,580	 > c	6,/98	22			0000	ENZI ENZI		
	0	430,782	430,782		7,334	34	18	0000	20000	1107		
	0 0	437,448	437,448	•	6,084	28	18 0	2000	12000	1004	_	寧 ≥8
	0	441,354	441,354	•	6,811	31	0 , BÌ	0008	20000	90 <u>8</u>		•
	0	445,543	445,543	 0 (6,919	<u>9</u> !	- 18 0-	-	14000	808		20
		452.624	452 624	5. 0	6.099	2,		9000	20000	706	2002	N :
,		430,064	400,002		243	3 <u>6</u>		· 9000 -	, 0000	609 7 002		2 2
•		400,004	400,004			<u>e</u> e		00002	20000	AU2		31
		451,108	451,108	 > a	- 6 06 0 7 00 0	: 영		950MD	22000	406	2002	y N
		486,211	486,211	 • •	1,182	!	18 0		22000	307		2 2
	. 0	487,029	479,494	7,535	7,535	8	; 78 0	2000		302		
	0 0	477,484	477,494	0	765	*	18 [.] 0	9886	. 1980	120	2002	. =
	0 0	384,739	382,873	3,868	1,287	i	18 · 0	10000		125	7 2002	t,
	o :	375,452	372,673	2,578	348		7 7 8 8	20000		118	_	Ē
	•	255,075	202,073	9 931	2931	5 3	53	70000	10000	8118 118		.
-		287,335	245,840 245,840	Cer'l	1,385 CRE'L	\$ Z		3000	10000	1218 1931	2001	14 5
		262,840	282,940		- 1,129	5.00	18.	5000	10000	1203		
	. 0	268,811	280,193	61B	380	, es	18 18	23000		1125		; =
	0	263,422	283,193	. 220	220	N	18 · 0	30000		1122	2001	10
	ф (233,183	233,193	•	1,455	7	18 7 0	. 20000	5000	1120	2001	ų
	••	166,000	188,538	<u>,</u>	2,975	38			5000 ·	1102	2001	č
	, o o o	190,742	180,742		2,770	8 18	6		8000	1001	2001	, ,
	0	193,972	183,693	270	279	ω	18. 0	5000		803	2001	. 57
	0	100,663	188,693	0	2,702	28	18 0		10000	731	2001	Ą
	0	195,001	105,717	- 274	· 274	<u>م</u>	18 i	10000		703	2001	 دن
		185,717	185.717	, • •	2,759	29	18 · · ·		10000	030	2001	0. دم
	通知道 一般県引急が開	7049761 192.058	9927636280 102.058	大学学校 一 一 一			小学 (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中)	1911年11月1日	北京(10000) 100000		2001	. 81 -
•.				 								04:
	相殺処理計算します。	朝		. .			5				て金額	2 寛
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-		- 596	调赉金利举		初日利息不算人		「森子」「諸邦な日と日)(つい」して、「という」して、「という」	百) 2005 (11) 1002	借入年日	. ۲ چۇ
	.					•					آ (۶	· 市
		•							•		川谷	13
		<u>+</u>			,	•					(ā t)	
											算書	•
	-										į	- N - N
)	•

- 13 -

•		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								······································				
				ल २२ २२	د. د					-	,	1		
	:			ן אין אין	ه ور د						いない	作時		2
い ブロミス 計算機	100 868/101	-	-	<u>ي</u> م		Ċ.	Ċ	91	00001		310	2008	97	20
÷ 7			• . •	。 2 2		2	, c			2000	307	2008	8	1(
лò		56			> < •	3 5	, c	5 8	0000	20000	200	ZUUZ .	; 8)年
		.				3 8) c		0000	22000	DIE	2008	- -	11
ō Ā		5 5		 > C	, c	30	• c		0008	20000	1205	2007	293	A
3 6					• -	<u> व</u>			0008	20000	1105	2007	92	2
ē 6	400 CAP (CR		-			20	, o	5 2	10000	20000	1005	2007	2	Β
ñ 7			• e	, c		5	• •	H	0008		915	2007	8	17
		• c		ò		20	. 0	. 3		20000	905	2007	69	7時;
- -	•	• c		• =			• •	10	. 8000		807	2007	, 88	27
<u>.</u>			0	0	0	32	0	10		20000	806	2007	187	分
		. e	. 0		0	8	0	18	0008	20000	705	2007	80	
- R		, e			0	28	0	18	9006	20000	605	2007	85	
۰ (,		• •	0	0 ,	0	င်သ မာ	0	18	6000	20000	510	2007	₽	
. 01		¢	0		Ð	3 1	•	18	8000	20000	405	2007	83	あう
50		0	0	•	0	27	•	18	9000	20000	366	2007	82	扩
<u>د</u>		0	0	.	136	28	•	8	9000	20000	206	2007	<u>8</u> (湖
0	0	9,858	9,858	•	355	32	0	18	7000	20000	109	2007	33	揶
Ģ	0	22,503	22,503	0	5	32	0.		7000	20000	- 1208	2009	벽 9	跡
Đ	0	34,952	34,952	•	708	¥ ;			9000	00000	1109	2000	33	
0	¢	48,240	46,240		849	8 :		i a	- auto	00000 ·	1009	2000	32	
	¢	57,397	57,397	 	1.044	3		i di	10000	00066	909	3000	52	
•	e	68,353	68,353	Q,	1,283	32	0,0		8000	01000		9006 2000	∄ ⊋	
0	•	80,080	00008		1.342	g t	- -	ž a	3000	00000	202	2000	z 2	
	-	90,748	90,748	00	1448	86 87	-	12 13	9008	20000	507	2008	3	
0		101,300	101 300	- 	1,000	3 5	> c	5 8	0000	00002	- AUB	2006	12	
	8	110,717	110.717		1997	39		5 2	12000	22000	308	2008	12	
0	•	122,720	122 720	700	080		p. e	5 a	0006		- 219	2006	69	
		131 751	101.000		000	- NB		12		20000	200	2006	68	
	ə é	1997 (D4)	140,104	• •	2,689	8	• •	; 18	1000	15000	- 111	2006	67	
, ,	5 -	151,405	151,465	• •	2,383	30	0	18	8000	20000	1208	2005	83	
	> ræ	181,082	161,082	0	2,621	<u>9</u>	٥	18	7000	20000	1108	2005	8	
		171,461	171,461	0	2,110	24	•	16	11000	20000	. 1006	2005	94	
		178,351	178,351	0	3,464	37	•	=		15000	919	2005	s f	
0	0	189,867	189,887	0	3,054	3	••	1 2	9000	00000		2005	3 2	
•	0	199,633	199,833	•	2 856	9 C		10	10000	00002		2005	28	
0	0	207.177	217,420 907 177	i e	2,404 779	<u> </u>		5 18	0008	20000	508	2005		
		947 A95	225,971	•	2009	2.0	• •	: =	. 9000	20000	405	2005	58	
20		218,852	233,872	0	3,336	20	0	16	9000	20000	310	2005	57	, ?
		241,636	241,836	0	4,337	35	•	16	2000	16000	210	2005	5	
	•	261,299	251,209	0	3,704	29	Þ	8	8000	20000	106	2005	5.	
, 0	•	259,595	259,595	0	3,948	30	ç,	18	11000	23000	1208	2004	¥ 2	N(
0	0	207,047	207,047	•	4,199	<u>م</u> :	0		8000	20000	1108	2004	3)
0	0	275,448	275,448	 	4,409	32			7000	20000	1008	2004	39	80
	-	283,978	280,400 283,979		01240	38			0001	15000	812	2004	1 8	42
		200 AND	209,114		3,/54		, c	18	10000	20000	107	2004	49	
		300,300	305,380		4,032	32	0	18		13000	612	2004	40	
	0	313,428	313,428		5,696	30	0	18	8000	20000	511	2004	47).
														14
						• .								1
		•				•								

.

-

- 14-

2010年11月 2日 17時27分

作成

躍黯

プロミス 計算者

あすか法律事務所

NO. 8042 P. 15

20000 20000 20000 20000 22000 22000 15000 15000 15000 15000 15000 15000 15000 15000 15000

 9000
 13
 0
 28

 10000
 13
 0
 28

 9000
 14
 0
 28

 9000
 14
 0
 28

 9000
 14
 0
 28

 9000
 14
 0
 28

 9000
 14
 0
 28

 9000
 18
 0
 30

 6000
 18
 0
 32

 18
 0
 32
 30

 18
 0
 32
 30

 18
 0
 32
 30

 5000
 18
 0
 32

 5000
 18
 0
 32

 5000
 56
 30
 56

.

0 163,579 0 183,579 0 174,329 0 185,972 0 185,972 0 205,972 0 206,972 0 220,481 0 221,335 0 223,433 0 280,855 0 280,855

> 825 750 782 798 808 911 1,057 1,057 2,152

			** 取	引一覧表 **	*	作申			3.33 ページ 1	
					43	32 : 👌	法務管理	部		
口座:										
氏名:		/ [†] x								
住所:										
平成19年	8月_6	日~平成	21年 2	月 9日のお日	取引について	、照示	いたし	ます。	•	
契約日	契約金額	貸付日	貸付額	入金日	入金額	日数	延滞	取引		
H19/08/06	500,000							店頭	0	
	-	H19/08/06	491,881					振込	491,881	
		H19/08/07	8,000			1		ATM	499, 881	
				H19/09/05	20,000	29		ATM	490, 372	
•		H19/09/15	9,000		-	10		ATM	499, 372	
			.,	H19/10/05	20,000	20		ATM	489, 795	
		H19/10/05	10,000					ATM	499, 795	
		1110/10/00	14,000	H19/11/05	20,000	31		ATM	490,640	
		H19/11/05	9,000		11,000			ATM	499,640	
-		1113/11/00	3,000	H19/12/05	20,000	30		ATM	490,132	
•		TT10/19/0C	9,000	113/14/00	_ 20,000	00		ATM	499,132	
		H19/12/05	9,000	πηο /οι /ιο	22,000	36		ATM	489,710	
	• •	THE IST IS	10 000	H20/01/10	22,000	00		ATM	499,710	
		H20/01/10	10,000	#*** /** /**	88 000	6.77				
				H20/02/06	20,000	27		ATM	489,154	
-		H20/02/06	10,000					ATM	499,154	
				H20/03/07	20,000	30		ATM	489,636	
		H20/03/10	10,000			3		ATM	499,636	
· · · · · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		_fi20/04/07	200 <u>00</u>	28		ATM		
a u		H20/04/07	9,000					ATM	499,456	
4.9 a				H20/05/05 .	20,000	28 j		ATM	489, 245	
•		H20/05/10	10,000		· .	5		ATM	499, 245	
				H20/06/06	20,000	27		ATM	490,392	
		H20/06/06	9,000	•				ATM	499,392	
• ,				H20/07/05	20,000	29		ATM	489,529	
		H20/07/07	10,000			2		ATM	499, 529	
				H20/08/06	20,000	30		ATM	490, 704	
	•	H20/08/06	9,000		, .,.			ATM	· 499; 704	
			J, VVV	H20/09/07	22,000	32		ATM	488, 897	
		H20/09/07	11,000	104/ VV/ VI		•		ATM	499,897	
	•	πά0/03/01	• 11,000	H20/10/05	• 15,000	28		ATM	494,694	•
	•		E 000		15,000	40		ATM	499,694	
1		H20/10/05	5,000		16 000	32			494,887	•
ά.		TTRA /14 /00	P 000	H20/11/06	16,000	3 ∆ ·		ATM		
		H20/11/06	5,000	TTOD /1 D /00	15 000	00	-	ATM	499,887	
		WAA /	.	H20/12/09	15,000	33		ATM	496,434	
		H20/12/09	3,000			~ -		ATM	499,434	
1				H21/01/08	16,000	30		ATM	493,922	
		H21/01/08	6,000					ATM '	499,922	
				H21/02/09	20,000 e	32		ATM	491,120	
		H21/02/09	8,000					ATM	499,120	

- 16 -



NO. 8042

平成22年10月28日

2010年11月 2日 **Σ0カロレロ-ロレ (**9

(高) 東東

東京高等裁判所第14民事

裁判所書記官 上美條